

2024 年 11 月 7 日 全 4 頁

異例の「中断」となった生物多様性条約第 16 回締約国会議（COP16）

再開時期は未定、次回 COP17 は 2026 年にアルメニアで開催予定

金融調査部 主任研究員 太田珠美

[要約]

- 2024 年 10 月 21 日から 11 月 2 日にかけて、コロンビアのカリにおいて生物多様性条約第 16 回締約国会議（COP16）が開催された。当初は 11 月 1 日までの予定であったが、合意に達することができず、11 月 2 日の朝まで議論は続いた。途中で帰国する国などもあり定足数を満たすことができなくなり、COP16 は「中断」した。
- 期間中に合意された内容としては、先住民族に関する常設機関の設置や、遺伝資源に関するデジタル配列情報（DSI）から得られる商業的利益を発展途上国や先住民、地域社会と共有するための「カリ基金」の設立などが挙げられる。一方で、注目されていた昆明モントリオール生物多様性枠組みの進捗状況を把握するモニタリングフレームワークの設定に関しては合意ができていない状況である。
- 期間中には自然資本/生物多様性保全に取り組む各種団体からの文書の公表も相次いだ。TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）は自然移行計画に関するディスカッションペーパーと、意思決定に有用な自然関連データへの市場アクセスを向上させるためのロードマップの 2 つの文書を提示した。また、投資家のイニシアティブである Nature Action 100 は、企業に求める 6 項目について、進捗状況を評価した結果を公表した。

1. 異例の「中断」で会期を終えた COP16

2024 年 10 月 21 日から 11 月 2 日にかけて、コロンビアのカリにおいて生物多様性条約第 16 回締約国会議（COP16）が開催された。当初は 11 月 1 日までの予定であったが合意に至らず、11 月 2 日の朝まで議論は続いた。スケジュール上帰国せざるを得ない国もあり、定足数に満たない状況となったことから、会合は一旦「中断」となった。前回の COP15（第二部）では愛知目標¹の後継となる、昆明・モントリオール生物多様性枠組み（Global Biodiversity Framework：GBF）が採択されており、2030 年までに世界全体で陸域と海域の 30%を保護する“30by30”などが合意された。今回の COP16 では、この GBF の進捗状況を把握するためのモニタリングフレームワークの設定と、GBF 達成に向けた基金への資金動員などが主要論点であった。しかし、この 2 点に関しては合意に至らないまま「中断」となってしまった。

会期中に合意に至った内容としては、例えば「カリ基金」の新設が挙げられる。これは、遺伝資源に関するデジタル配列情報（Digital Sequence Information：DSI）から利益を得られる産業が、その利益を発展途上国や先住民、地域社会と共有するための基金である。DSI とは、植物、動物、微生物などのデジタル化された遺伝子の塩基配列情報であり、DSI を基に利益を得る企業に対し、遺伝資源の保有国（主に発展途上国）から対価の支払いを求める声が強まっていた。DSI を用いて商業的利益を得る製薬、バイオテクノロジー関連企業などが利益から一定の金額をカリ基金に拠出し、遺伝資源の保有国が GBF の達成に向けた取り組みに必要な資金をカリ基金から受け取ることが想定されている。

その他、先住民のための新たな常設機関の設置も合意された。生物多様性条約では、生物多様性の保全に先住民や地域社会が持つ生物多様性関連の知識を重視することが盛り込まれており、これを具現化するための措置である。また、公海において生態学的に重要性の高い海域（Ecologically or Biologically Significant Marine Areas：EBSAs）の特定や保護に関しても進展がみられるなど、成果もあった²。

2. 自然資本/生物多様性の保全に関する各種イニシアティブの動向

（1）TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の 2 つの文書

COP16 の開催に合わせ、自然資本/生物多様性の保全に関する各種イニシアティブからの公表も相次いだ。自然資本/生物多様性の損失を抑え、回復に向かう行動を促すための各種ツールの策定に取り組む TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）は、会期中に 2 つの文書を公表している。1 つは“Discussion paper on Nature transition plans”であり、GBF の実現に向け企業や金融機関がどのような移行計画を設けるべきか、その要素などをまとめたものである（図表 1）。当該文書は 2025 年 2 月 1 日までパブリックコメントを募集するとのことである。

¹ 2010 年に愛知県で開催された COP10 で採択された目標で、2020 年までに生物多様性の損失を食い止めることを目指し、20 の目標が示された。

² 全体的な評価に関しては[国際連合ウェブサイト](#)を参照。

図表 1 移行計画に必要な要素（概要）

基礎項目	✓ 移行戦略の枠組みと範囲 ✓ ビジネスモデルとバリューチェーン ✓ 移行ファイナンス計画（金融機関のみ） ✓ 計画の優先順位
実施戦略	✓ 行動と意思決定 ✓ 方針と条件 ✓ 製品とサービス
エンゲージメント戦略	✓ 風景、河川流域および海景に関するステークホルダーとのエンゲージメント ✓ バリューチェーンに対するエンゲージメント ✓ 産業レベルでのエンゲージメント ✓ 政府、公的セクター、市民社会に対するエンゲージメント
指標と目標	✓ 依存と影響に関する指標と目標 ✓ 移行計画の進捗をモニタリングするための指標と目標
ガバナンス	✓ 役割、責任、報酬 ✓ スキルと文化

（出所）TNFD（2024）“Discussion paper on Nature transition plans” より大和総研作成（大和総研仮訳）

もう1つは“A roadmap for upgrading market access to decision-useful nature-related data”である。意思決定に役立つ自然関連データを取り巻く環境の変化を受け、TNFD やそのパートナー団体は自然関連データへのオープンアクセスを提供する機関（Nature Data Public Facility：NDPF）の設立の必要性を従来認識してきた。これを受け、2025年にNDPFパイロット版の公開が予定されていることから、そのコンセプトや機能、データ原則（透明性や検証可能性、正確性、適時性など）を整理したのが本ペーパーである。当該文書は2025年1月17日までパブリックコメントを募集している。

（2）Nature Action 100 のベンチマーク評価

Nature Action 100（以下、NA100）は2022年に設立された機関投資家のイニシアティブであり、エンゲージメント等を通じて、自然の損失を食い止めるための企業の意欲と行動を促すことを目指している³。NA100はCOP16のタイミングに合わせ“Nature Action 100 Company Benchmark Key Findings 2024”を公表した。NA100は投資先企業に対して投資家が求める6項目を策定しており（図表2）、当該文書は、この6項目の進捗状況を測定した結果をまとめたものである。

³ Nature Action 100 のこれまでの活動については太田珠美「自然関連の機関投資家イニシアティブ Nature Action 100 および Spring の動向」大和総研レポート（2023年11月17日）を参照。

図表2 Nature Action 100 が投資先企業に求める6項目

大志	2030 年までに自然の損失に関する主要因の寄与を最小限に抑え、操業レベルおよびバリューチェーン全体で、生態系を保護および回復することを公にコミットする。
評価	操業レベルおよびバリューチェーン全体で、自然関連の依存、影響、リスク、機会を評価し、開示する。
目標	自然関連の依存、影響、リスク、機会の評価に基づいて、期限のある、具体的な、科学に基づいた目標を設定する。目標に対する年次の進捗状況を開示する。
実装	どのように目標を達成するか、全社的な計画を作成する。計画の設計と実施は、権利ベースアプローチ（注）を優先し、先住民や地域社会と協力して策定するべきである。計画については、年次で進捗状況を開示する。
ガバナンス	取締役会の監視を確立し、自然関連の依存、影響、リスク、機会の評価と管理における経営陣の役割を開示する。
エンゲージメント	バリューチェーン全体の関係者、業界団体、政策立案者、その他の利害関係者を含む外部関係者と連携して、計画を実施し目標を達成できる環境を構築する。

（注）権利ベースアプローチ（Rights-Based Approach/Human Rights-Based Approach）は、国際開発において用いられる考え方で、1990 年代以降、国連や国際 NGO、国際開発機関を中心に広がった。開発に伴う人権侵害を防ぐため、義務者（開発側）と権利者（開発により影響を受ける側）双方の対応能力を強化することを目的とする。
（出所）[Nature Action 100 ウェブサイト](#)（2024 年 11 月 5 日アクセス）（大和総研仮訳）

評価は NA100 が世界各国の上場企業の中で特に自然と生物多様性に影響を与える企業として選定した 100 社が対象であり、2024 年 6 月 6 日時点で入手可能な公開情報（年次報告書、サステナビリティレポート、企業のウェブサイトなど）に基づいている（対象企業に対するレビュー期間を設けており、その期間中に企業が提供する公開情報も考慮されている）。評価方法に関しては、6 項目にそれぞれ複数の評価項目が設けられている。NA100 のウェブサイト上で各企業の評価が確認できるようになっている⁴。大志に関しては3分の2以上（69 社）が開示しており、エンゲージメントも 89 社が何等かの対応をしている状況が確認された。一方、評価について開示しているのは 13 社に留まった。目標・実装・ガバナンスに関しては 47 社が開示している状況であった。

3. 今後の予定

次回 COP17 は 2026 年にアルメニアで開催されることが決定した。一方で、中断された COP16 の再開時期は本稿執筆時点では明らかにされていない。COP16 は GBF が策定されてから初めての会合であり、条約締結国は GBF 達成に向けた各国の戦略目標を策定する必要があった。生物多様性条約締結国 196 か国のうち、GBF の達成に向けた国家目標を提出したのは 119 か国あったが、国家戦略と行動計画を提出したのは 44 か国に留まった（日本は 2023 年 3 月に「生物多様性国家戦略 2020-2030」を策定済である）。各国における国家戦略と行動計画の策定が急がれる。

⁴ [NA100 ウェブサイト](#)（2024 年 11 月 5 日アクセス）